

## ソフトウェア使用許諾契約書

株式会社 日立製作所

株式会社日立製作所（以下「当社」といいます。）は、ダウンロード又はその他の手段により提供され、インストールされた別紙1「対象製品一覧」記載のソフトウェア（以下「本ソフトウェア」といいます。）について、後記「ソフトウェアのご使用条件」により使用を許諾します。

なお、本ソフトウェアの一部には、別紙1に記載のとおり、第三者ソフトウェアが含まれています。お客様は、本ソフトウェア使用許諾契約書記載のソフトウェアのご使用条件に加え、第三者ソフトウェアに適用される使用許諾条件（別紙に記載）のうち、お客様が使用する本ソフトウェアに適用される使用許諾条件をすべて必ずお読みの上、当該ご使用条件をご承諾ください。

別紙 1 対象製品一覧

対象製品		第三者ソフトウェア		
名称	バージョン	名称	ライセンス名称	使用許諾内容
PowerChute Network Shutdown for Virtualization	V4.2/v4.0	PowerChute. psm1		
		startvm.ps1		

別紙 2

ライセンス条件

エンドユーザー・ライセンス契約  
(2013-03-21)

重要・よくお読みください:

本契約書は、付随するソフトウェア製品の提供が、試用、購入、ライセンス、またはその他のいかなる形態をとっているかに関係なく適用されるため、よくお読みください。

お客様が本契約書の条件を承諾し、本契約書に拘束されることに同意したことを確認するには、インストール処理中に画面に表示される適切なボタンをクリックします。本契約書の当事者となることを希望しないおよび本契約書の条件に拘束されることに同意しない場合は、反対の適切なボタンをクリックしてください。これにより、インストール処理が自動的に停止します。後者の場合、ソフトウェア製品が物理的なコピーとしてすでにお客様に提供されている場合、お客様は、当該ソフトウェア製品（付属するすべての印刷物および包装を含む）を受領の日より 30 日以内に取得先に返却しなければなりません。ソフトウェア製品がダウンロード版として提供されている場合は、すべての関連ファイルおよびその他一切の電子資料を含め、ソフトウェアを、ソフトウェア製品が入っているコンピュータ、ハードディスク、サーバーまたはその他のデバイスから、ただちに削除または抹消しなければなりません。

本エンドユーザー・ライセンス契約（「使用許諾書」）は、ソフトウェア製品の提供先であるお客様の法人、会社、またはその他の合法的な組織（以下「お客様」と称します）とシナイダー・エレクトリック（本使用許諾書で定義）との間の法的な契約です。ソフトウェア製品のインストールを完了するいかなる者も、お客様を拘束し、お客様による本使用許諾書の条件の承諾を確認する命令または法的権限を有する旨を確認することは、お客様の責任です。

本使用許諾書の条件は、本使用許諾書に付属するまたは関連するソフトウェア製品に適用され、上記のソフトウェア製品に含まれているプログラムをアクティブ化するデバイスを含む関連媒体、上記のソフトウェア製品（「ソフトウェア製品」）に関連するあらゆる印刷物、オンラインまたは電子マニュアル、情報、仕様、指示、または資料（以下「マニュアル」と称します）を含みます。ソフトウェア製品には、お客様が本ソフトウェア製品の最

初のコピーを取得された日付以後、およびお客様が本使用許諾書を承諾した後にシュナイダー・エレクトリックがお客様に提供する可能性がある、またはお客様が使用できるようになる可能性のあるソフトウェアアップデート、アドオンコンポーネント、ウェブサービスおよび/または補足物も含まれます（ただし、これらのアイテムが別個のライセンス契約または利用規定を伴わない場合に限ります。別個のライセンス契約または利用規定を伴う場合は、かかるライセンス契約または利用規定が優先されます）。

本使用許諾書では、「シュナイダー・エレクトリック」または「ライセンサー」は、シュナイダー・エレクトリック・グループの会社のうち、お客様がソフトウェア製品の注文書（購入、ライセンス、および/もしくは試用のオーダー、またはお客様がそれらを行う意図の表明 — 以下「注文書」と総称します — も含まれますが、それらに限 定されません）を発行した国で登録されている会社のことを意味します。 シュナイダー・エレクトリック・グループの会社は、シュナイダー・エレクトリック・グループの法人ウェブサイトの<<国を選択>>の国のドロップリストに一覧表示されています。

## 1. ライセンスの付与

シュナイダー・エレクトリックはお客様に、本使用許諾書のすべての条件、お客様の注文書、およびソフトウェア製品に関連するマニュアルに従って、上記ソフトウェア製品を使用する非独占的、譲渡不能で、限定的なライセンス権を付与します。

本使用許諾書には、お客様が本ソフトウェアをインストール、アクティビ化および使用する一般的権利が記載されています。ただし、お客様による本ソフトウェア製品の購入（該当する場合）に関連する条件は除外されます。かかる条件はお客様の注文書に記載するか、または、お客様とシュナイダー・エレクトリックもしくはその販売代理店の間、またはサードパーティの製品と共に本ソフトウェア製品を提供しているサードパーティとお客様との間の別の契約に含めるものとします。

本ソフトウェア製品の参考資料およびシュナイダー・エレクトリックのウェブサイトから入手できるその関連説明に応じて、本使用許諾書に示されているライセンス権は、永続的ライセンスまたは期間限定（3、6、または 12 か月）のライセンスとしてお客様に付与されます。お客様のライセンス期限は、ソフトウェア製品の詳細ボックスでご確認いただけます。

本ソフトウェア製品の参考資料およびシュナイダー・エレクトリックのウェブサイトから入手できるその関連説明に応じて、本使用許諾書に示されているライセンス権は、永続的ライセンスまたは期間限定（3、6、または 12 か月）のライセンスとしてお客様に付与されます。上記の試用期間の間、お客様は、本使用許諾書に基づいてソフトウェア製品を使用するライセンスをアクティブ化するかどうかを評価するために、本ソフトウェア製品を使用することができます。

試用期間が終了すると、ソフトウェア製品は自動的にインストール解除され、および/または使用できなくなります（警告の有無に関わらず）。また、ソフトウェア製品に対するお客様のライセンスは自動的かつ直ちに終了します。ただし、お客様がアクティブ化コードの提供をシュナイダー・エレクトリックに要請し、ソフトウェア製品のセットアップ手順に説明されている方法で本使用許諾書に従って付与されたライセンス権を実際にアクティブ化し、（必要な場合）該当する料金をシュナイダー・エレクトリックに支払った場合は、その限りではありません。

お客様には、インターネットまたは電話を使用してソフトウェア製品をアクティブ化する必要がある場合には、通信料金がかかることがある旨をご了解いただきます。

ライセンスを付与されていない状態でのソフトウェア製品の使用または不正な使用を防ぐための技術的手段が施されている場合、お客様はシュナイダー・エレクトリックがこのような手段を使用することに同意し、このような技術的手段に関するあらゆる要件に従うこととに同意します。

本使用許諾書に明示的に定義された法人ライセンスを取得していない限り、ソフトウェア製品のフローティング、同時使用または共有使用は許可されておらず、お客様によるソフトウェア製品の使用は、シングルユーザーライセンスまたは複数ユーザーライセンスとしての本使用許諾書に基づいて承諾を受ける必要があります。

シングルユーザーライセンスは、ソフトウェア製品のメディア自体に貼付されているラベルに「シングルユーザーライセンス」と表示されている場合に適用されます。シングルユーザーライセンスは、いつでも、1 台のパーソナルコンピュータ上でのみインストールおよび使用可能であり、複数のユーザーが同時に使用できるネットワーク上またはその他のマルチステーションコンピュータシステム上へのインストールおよびこれらにおける使用が禁止されています。

複数ユーザーライセンスは、ソフトウェア製品のメディア自体に貼付されているラベルに「複数ユーザーライセンス」と表示されている場合に適用されます。複数ユーザーライセンスは、数台のパーソナルコンピュータ上、ネットワーク上、または他のいずれかのマルチステーションコンピュータ上への該当のソフトウェア製品の同時のおよび無制限数のインストールを許可していますが、複数ユーザーライセンスでは、ユーザー数は、該当する購入および登録されたソフトウェア製品用に定義された数に制限されます。ネットワークまたは他のマルチステーションコンピュータシステムを介して複数ユーザーライセンスを使用する場合、本使用許諾書に規定されているすべての制限事項の順守を保証するために必要な手段を整備することは、お客様の責任です。

## 2. 制限事項

本ソフトウェア製品は、付属のマニュアルに厳密に従い、本マニュアルまたは本使用許諾書に規定されている特定の目的に限定して、コンピュータまたはその他のデバイスにインストール、使用、アクセスし、表示することが許可されます。

さらに、明示的に要求されていない限り、もしくは法律により承認されていない限り、または有効な法人ライセンスの条件に基づき明示的に許可されている場合を除き、以下を行うことはできません。

- a) お客様に許可されているソフトウェア製品の使用に適合するバックアップを目的とする場合を除き、ソフトウェア製品をコピーすること。かかるコピーには、オリジナルのソフトウェア製品にあるすべての著作権通知およびその他の所有権記号が含まれている必要があります。ソフトウェア製品のいずれのコピーも、販売、リース、ライセンス供与、レンタル、またはその他の方法で譲渡することはできません。本ソフトウェア製品に電子形式またはオンラインでのみ提供されているマニュアルが含まれている場合、かかる電子マニュアルは、ソフトウェア製品について取得されている各ライセンスにつき 1 部ずつ印刷することができます。本ソフトウェア製品に印刷形式で提供されているマニュアルが含まれている場合、かかる印刷マニュアルは、ソフトウェア製品について取得されている各ライセンスにつき 1 部ずつコピーを作成することができます。
- b) ソフトウェア製品のソースコードを変更、改作、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、またはその他の方法で再構成を試みること。または、ソフトウェア製品から派生品を作成すること。

- c) ソフトウェア製品のサプライセンス、リース、アウトソース、もしくはレンタルを行う、またはサードパーティが自身のためもしくはその他の者の利益ために使用することを許可すること。またはお客様は、ソフトウェア製品を施設管理、タイムシェア、サービスプロバイダまたはサービスビューローアレンジメントの一部として使用することができません。
- d) 本契約に基づき明示的に許可されている場合を除き、ソフトウェア製品の全部または一部を配布、変更もしくは派生製品を作成すること、ソフトウェア製品で作成したアプリケーションを配布すること。これには第3条の規定が含まれますが、これに限定されません。および
- e) アメリカまたは、お客様がソフトウェア製品を使用するか、またはダウンロードしている適用される法域の法律および規制に違反して、ソフトウェア製品を直接または間接的にエクスポート、再エクスポート、ダウンロードまたは出荷すること。
- f) アメリカの法律が適用される場合：ソフトウェア製品は、48 C.F.R. § 2.101 で定義された「市販品」であり、48 C.F.R. § 12.212 または 48 C.F.R. § 227.7202 のいずれか適用される条項でいう「商用コンピュータソフトウェア」および「商用コンピュータソフトウェアマニュアル」からなります。48 C.F.R. § 12.212 または 48 C.F.R. § 227.7202-1 ~ § 227.7202-4 のいずれか適用される条項に従い、商用コンピュータソフトウェアおよび商用コンピュータソフトウェアマニュアルは、本使用許諾書に記されている条件に従って、その他すべてのエンドユーザーに付与される権利のみが、アメリカ政府エンドユーザーにライセンス付与されます。製造者はシュナイダー・エレクトリックです。

上記の規定に完全に従わない場合、お客様は、その結果生じるすべての損害を含むすべての結果の責任を負うものとします。

ソフトウェア製品は、お客様が所有するコンテンツ、公知になっているコンテンツまたは適切にライセンスを付与されたコンテンツと共にのみ使用することが意図されています。ソフトウェア製品と共に使用するためにコンテンツファイルを作成、コピー、ダウンロード、記録もしくは保存するために、またはソフトウェア製品と共に使用する当該ファイルを供給もしくは配布するためにサードパーティから特許、著作権またはその他のライセンスが必要となる可能性があります。お客様は、ソフトウェア製品をソフトウェア製品を使用またはダウンロードしている法域において適用されるすべての法律に従った方法でのみ使用することに同意します。これには著作権およびその他の知的財産権に関する適用可能な制限事項も含まれていますが、これに限定されません。お客様は、あらゆる法域の著作

権法により保護されるコンテンツファイルまたはその他の作品へのアクセスまたはこれらに存在する権利を管理するために採用された技術的手段の回避を目的として、またはそのために設計されたデバイス、プログラムもしくはサービスを併用してソフトウェア製品を使用することはできません。

### 3. その他の権利の詳細

**3.1 再販禁止ソフトウェア。** ソフトウェア製品に「再販禁止」とラベル表示されている場合は、本使用許諾書の他の条項にかかわらず、お客様によるソフトウェア製品の使用は、デモ、テスト、または評価目的の使用に限定され、上記ソフトウェア製品を販売、サプライセンス、貸与、またはその他の方法で譲渡することはできません。

**3.2 承認されたアプリケーション。** 本使用許諾書において、「承認されたアプリケーション」とは、お客様が ソフトウェア製品（そのプログラミングツールがあればそれを含む）を使用することで、またはかかるアプリケーション内に提供されたソフトウェア製品のライブラリを変更して、または変更せずに読み込むことで、作成、開発、または生成するアプリケーションを意味します。ただし、お客様が上記ソフトウェア製品の有効なライセンスをシュナイダー・エレクトリックまたはその公認再販業者から付与されていることを条件とします。承認されたアプリケーションには、ソフトウェア製品用の該当するランタイムエンジン、およびお客様が、承認されたアプリケーションの一部としてまたは同アプリケーションと共に、ご自身の取引先に提供する、該当するドライバインターフェイスが含まれますが、これに限定されません。

上記にかかわらず、フィールドテストライセンス（本使用許諾書に定義）において取得されたソフトウェア製品、またはデモ、テストまたは評価目的のソフトウェア製品で作成された任意のアプリケーションは、承認されたアプリケーションではありません。

本使用許諾書に基づくシングルユーザーライセンスまたは複数ユーザーライセンスに基づきお客様に付与された権利に対する明示的な逸脱として、お客様は、お客様ご自身の取引先の施設に行き、そこでソフトウェア製品を使用する目的で、お客様自身の施設において事前にアクティブ化済みのソフトウェア製品をdongleキーにダウンロードする権限を付与されています。ただし、これには、お客様ご自身の取引先の施設においてお客様が権限を付与されたアプリケーションのインストールまたは作動を合理的に実行できる手段がこれよりほかにないことをお客様が証明できることを条件とします。

下記に規定される各要件に準拠する限り、承認されたアプリケーションを配布または利用可能な状態にすることができます。

- (i) 承認されているアプリケーションに、お客様の有効な著作権表示を入れること、および
- (ii) 納品された状態でソフトウェア製品に表示されている、またはソフトウェア製品に関して承認されているアプリケーションの詳細ボックスに表示されている、およびお客様の承認されたアプリケーションの各コピーと共に配布される該当する何らかの印刷マニュアルに表示されている可能性がある、著作権、商標、特許またはその他の産業財産権もしくは知的財産権の表示を削除しないまたはわかりにくくしないこと、および
- (iii) シュナイダー・エレクトリックの名前、ロゴまたは商標を使用して、承認されたアプリケーションを市販しないまたは同定しないこと。ただし、シュナイダー・エレクトリックとの別の契約によりその権利が与えられる場合またはシュナイダー・エレクトリックが事前に書面による明示的な了解を与えた場合は、その限りではありません。
- (iv) お客様は、契約、保証、(過失を含む) 不法行為、厳格責任、法令またはその他のいずれに基づくかを問わず、お客様の承認されたアプリケーションの使用または配布から生じるまたはそれらに起因するいかなる請求からもシュナイダー・エレクトリックを免責し、保護し、擁護します。これには、事業の損失、利益の損失、事業の中断、弁護士費用を含む訴訟、データの損失またはその他一切の金銭的もしくは非金銭的損失もしくは被害に対する損害賠償が含まれますが、これに限定されません。ただし、お客様による補償の契約上の義務は、シュナイダー・エレクトリックの過失に起因する原告の損害賠償や被害、もしくは和解金が占める割合、またはいずれかの国(該当する場合、連邦もしくは州レベル)における法律上の問題としてシュナイダー・エレクトリックに課される厳格責任にまで及ぶことはありません。上記の免責義務は、本使用許諾書の有効期限満了または解除後も存続します。および
- (v) 承認されたアプリケーションの一部として以外、サードパーティによるソフトウェア製品(加えられた変更を含む)の再配布を許可しないこと、および
- (vi) お客様の取引先に、お客様の承認されたアプリケーションを使用する権利を付与するお客様自身のライセンス契約すること。上記ライセンス契約は、本使用許諾書に十分に類似しており、拘束性が決して緩和されていないこと、および

(vii) それ以外においては本使用許諾書の条件に従うこととします。

3.3 ソフトウェア製品の組み込みまたは統合。ソフトウェア製品を自身の製品またはサードパーティの製品 に組み込むか、または統合することができます。ただし以下を条件とします。

(i) ソフトウェア製品の有効なライセンスをシュナイダー・エレクトリックまたは公認再販業者から付与されていること、および

(ii) 組み込みまたは統合は、上記マニュアルに、関連する指示または推奨事項が含まれている限りにおいて、ソフトウェアマニュアルに従った方法で行うこと。および

(iii) お客様は、お客様自身の製品および当該サードパーティ製品について、権限を付与されたアプリケーションに関して本書で規定された要件とそれぞれ同じ要件に準拠します。当該前述要件は、お客様がソフトウェア製品を組み込むまたはその他の方法でソフトウェア製品を統合するお客様の製品またはサードパーティの製品に変更すべきところは変更して適用され、前述の条項の「承認されたアプリケーション」という用語への言及は、本項の目的上、それがソフトウェア製品を組み込むまたはその他の方法で統合している、お客様自身の製品またはサードパーティの製品への言及であるとみなします。

(iv) お客様は、お客様の取引先に、お客様自身の製品またはお客様がソフトウェア製品を組み込むもしくはその他の方法でソフトウェア製品を統合するサードパーティ製品を使用する権利を付与する、お客様自身のライセンス契約を提供すること。上記ライセンス契約は、本使用許諾書に十分に類似しており、拘束性が決して緩和されていないこと。

(v) お客様は、契約、保証、(過失を含む) 不法行為、厳格責任、法令またはその他のいずれに基づくかを問わず、お客様がソフトウェア製品をお客様自身の製品またはサードパーティ製品に組み込むか、もしくはその他の方法で統合することから生じる、またはそれらに起因するいかなる請求からも、シュナイダー・エレクトリックを免責し、保護し、擁護します。これには、事業の損失、利益の損失、事業の中断、弁護士費用を含む訴訟、データの損失またはその他一切の金銭的もしくは非金銭的損失もしくは被害に対する損害賠償が含まれますが、これに限定されません。ただし、お客様による補償の契約上の義務は、シュナイダー・エレクトリックの過失に起因する原告の損害賠償や被害、もしくは和解金が占める割合、またはいずれかの国（該当する場合、連邦もしくは州レベル）における法律上の問題としてシュナイダー・エレクトリックに課される厳格責任にまで及ぶことは

ありません。上記の免責義務は、本使用許諾書の有効期限満了または解除後も存続します。および

(vi) それ以外においては本使用許諾書の条件に従うこととします。

#### 4. インストール、メンテナンスおよびサポートのサービス

お客様は、マニュアルの諸条件に従い、ソフトウェア製品の適切なインストールを行う責任を負っており、これに関連するすべての経費を負担します。シュナイダー・エレクトリックは、別の契約に定義されていない限りソフトウェア製品に関連してメンテナンスサービスまたはサポートサービスを提供しません。

#### 5. アップデートポリシー

5.1 シュナイダー・エレクトリックがソフトウェア製品のアップデートバージョンを作成した場合、お客様がシュナイダー・エレクトリックまたはその公認再販業者との間に有効なメンテナンス契約を結んでいない限り、シュナイダー・エレクトリックはそのアップデートを提供する義務を負いません。

5.2 お客様がソフトウェアのアップデートバージョンを受け取る資格を有する場合、そのアップデートされたバージョンのライセンス条件は、本使用許諾書の条件とし、アップデートバージョンが提供された時点で条件が発展した場合はそれに準拠します。

5.3 本使用許諾書においてソフトウェア製品という場合は、シュナイダー・エレクトリックまたは公認再販業者により提供されたアップデートバージョンが含まれます。

#### 6. ライセンスキー

6.1 お客様は、ソフトウェア製品がロックにより保護されている場合、シュナイダー・エレクトリックまたはその公認再販業者によりまたはこれらを代理して、お客様またはお客様の利益のために他者に提供された、有効なソフトウェアキーコードまたはハードウェアキー（「ライセンスキー」）と共に使用しない限り、ソフトウェア製品が使用できないことを認めます。

6.2 お客様は、かかるライセンスキーを提供対象であるソフトウェア製品にのみ使用することに同意します。シュナイダー・エレクトリックは独自の裁量によりお客様から該当するライセンス料金（ある場合）を受け取る前に、ライセンスキーを提供することがありますが、その場合でも、お客様はシュナイダー・エレクトリックに対し当該料金を支払う義務を負います。

6.3 ソフトウェア製品およびライセンスキーが提供される媒体のあらゆるリスクは、納品時にお客様に移ります。納品後、ソフトウェア製品またはライセンスキーが紛失、盗難または破壊された場合、シュナイダー・エレクトリックはソフトウェア製品またはライセンスキーを再供給する必要がありません。

6.4 ライセンスキーを紛失、盗難または破壊した場合で、シュナイダー・エレクトリックがライセンスキーを再供給することに同意した場合、シュナイダー・エレクトリックがお客様に代わりのライセンスキーを提供する前に、お客様は、以下を行う必要があります。

- (i) お客様が署名した法定宣言をシュナイダー・エレクトリックに提供し、これにおいて、再供給されるソフトウェア製品もしくはライセンスキーをお客様が恒久的に紛失もしくは破損したことを確認し、お客様がソフトウェア製品もしくはライセンスキーをいかなる形式においても保持していないこと、または当該製品もしくはライセンスキーが、お客様が所有、運営もしくは管理する他のソフトウェアもしくはシステムに含まれていないことを確認します。
- (ii) 再供給に関するシュナイダー・エレクトリックのその他の指示に従うこと。

6.5 ライセンスキーに不具合がある場合、その不具合がシュナイダー・エレクトリックの作為または不作為に起因する場合、シュナイダー・エレクトリックは、シュナイダー・エレクトリックが指定した保証期間内に不具合のあるライセンスキーが返却された場合、そのライセンスキーを交換します。下記の第 9 条「保証」に従い、不具合のあるライセンスキーが前述の保証期間内に返却されなかった場合、その時点でシュナイダー・エレクトリックが通知する管理費を支払えば、シュナイダー・エレクトリックはライセンスキーを交換します。

## 7. 権原

ソフトウェア製品、およびソフトウェア製品で具体的に示されているすべての権利、権原、利害、技術およびノウハウ（特許の有無に関わらず）、およびソフトウェア製品に付属するすべての産業財産権もしくは知的財産権またはその両方は、シュナイダー・エレクトリックが引き続き独占所有しますが、ソフトウェア製品に組み込まれているまたはその他ソフトウェア製品と共にお客様に提供されたサードパーティソフトウェアは除外されます。

本使用許諾書に示されている内容は、シュナイダー・エレクトリックのソフトウェア製品の財産権をお客様に譲渡することを意味するものではなく、本使用許諾書で特に付与されていないすべての権利は、シュナイダー・エレクトリックが留保します。シュナイダー・エレクトリックは、お客様にソフトウェア製品を売却するのではなく、本使用許諾書において定義されているライセンス権を付与しているに過ぎません。

ソフトウェア製品に組み込まれているまたはその他ソフトウェア製品と共にお客様に提供されているサードパーティソフトウェアに関連するすべての産業財産権もしくは知的財産権またはその両方は、引き続き該当するサードパーティに帰属するものとし、当該サードパーティの財産権の所有権がお客様に移譲されたとは一切見なされずまたは暗示もされません。

お客様は、ソフトウェア製品について、シュナイダー・エレクトリックの財産権の侵害に気づいた場合、ただちに当該侵害をシュナイダー・エレクトリックに通知し、シュナイダー・エレクトリックの利害を守るためにシュナイダー・エレクトリックが求めるすべての関連情報を提供します。

## 8. 商標

ソフトウェア製品に含まれているシュナイダー・エレクトリックおよびその他の商標は、シュナイダー・エレクトリック・グループの登録商標です。法令によって明示的に別の規定がなされていない限り、ソフトウェア製品にある商標、社名、製品名、ロゴ、著作権またはその他の財産権通知、キャプション、記号またはラベルを削除したり、変更したりすることはできません。本使用許諾書では、お客様に対し、シュナイダー・エレクトリックまたはその公認再販業者の名前または商標を使用する権限を付与しておりません。

## 9. 保証

**9.1** シュナイダー・エレクトリックは、シュナイダー・エレクトリックまたはその公認再販業者がお客様に納品した日付から 90 日の期間（または、シュナイダー・エレクトリックのウェブサイトから入手できるソフトウェア 製品の参考資料およびその関連説明に応じて、その他の保証期間）にわたり、(i) ソフトウェア製品が十分にそのマニュアルに従って機能すること、および (ii) ソフトウェア製品がお客様に提供されたときの 媒体（もし有形で提供された場合）およびライセンスキー（該当する場合）が、材料および仕上がりにおいて瑕疵がないことを保証します。

シュナイダー・エレクトリックの前述の限定保証に関する唯一の義務およびお客様に対する唯一の救済措置は、シュナイダー・エレクトリックの選択により、ソフトウェア製品のために支払われた（該当する場合）の料金を返金すること、または瑕疵もしくは不履行を修正すること、または不具合のあるソフトウェア 製品、媒体またはライセンスキーを無料で交換することです。ただし (i) お客様がシュナイダー・エレクトリック またはその公認再販業者に対して上記に示されている保証期間内に瑕疵について 通知することを条件とします。また、(ii) この瑕疵は、下記の第 9 条 2 項に基く例外に該当しません。

**9.2** シュナイダー・エレクトリックの保証は、例えば、ソフトウェア製品、その媒体またはライセンスキーがシュナイダー・エレクトロニックがソフトウェア製品との使用を意図していないサードパーティ製品（ハードウェア、ソフトウェア、ファームウェアまたは OS）と共に使用された場合、またはソフトウェア 製品と共に不適切なハードウェアまたはソフトウェアキー（該当する場合）を使用した場合、 またはソフトウェア製品の承認されていないメンテナンスを行った場合など（ただし、これに限定されません）、事故、悪用、不作為、または異常な使用方法のために改ざんされたか、または何らかの方法で機能しない場合には、除外されるものとします。

上記第 9 条 1 項に従い、お客様に提供される交換用ソフトウェア製品、媒体またはライセンスキーは、元の 90 日の保証期間の残りの日数または 30 日間のうちの長いほうの期間保証されます。 国によっては法律により（連邦あるいは州レベルのいずれかにおいて）明示的または黙示的保証期間に制限を設けることが許可されていないため、上記またはその他の制限がお客様に適用されない場合があります。この場合、保証期間は、上述の国で法律上許可されている最短保証期間に限定されます。

**9.3** お客様がソフトウェア製品をインストール、コピー、実行、またはその他の方法で使用する国で適用される法律で許容される限りにおいて（該当する場合は連邦および州レベルの両方において）、 シュナイダー・エレクトリックは、ソフトウェア製品、そのア

ツップデート、およびそのマニュアルについて、 本第 9 条に記載されているもの以外の保証を行わず、明示または默示を問わず、 他のすべての保証または表明を明示的に放棄します。かかる放棄には、特定目的への適合性、市場性、非侵害、権原、またはサンプルの保証一切が含まれますが、これに限定されません。さらに、シュナイダー・エレクトリックは、ソフトウェア製品に含まれているまたは示されている情報の精度を保証するために妥当な措置をとりましたが、ソフトウェア製品またはそのマニュアルに含まれているまたは示されている情報がお客様の要件、期待または目的にかなうものであるかどうかは、明示的にも默示的にも、いかなる保証も表明もいたしません。

**9.4** シュナイダー・エレクトリック、公認再販業者、代理店もしくは従業員またはこれを代理する者により提供されたと申し立てられる、口頭または書面による情報、文書、意見または助言が、義務を生じ、何であれ本使用許諾書に示されている保証範囲を拡大または変更することは、一切ありません。

## 10. 法的責任

ソフトウェア製品がお客様のみのリスクで使用されること、ならびに満足のいく品質、性能、精度、および努力に関するリスクすべては被許諾者であるお客様が負うことを、お客様は明示的に認め、承諾するものといたします。適用される法律で許容される限りにおいて、ソフトウェア製品はすべての不具合を含む「現状のまま」で提供され、第 9 条に記載されていないいかなる種類の保証も付随しません。

いかなる場合も、シュナイダー・エレクトリックは、契約、保証、(過失を含む) 不法行為、厳格責任、法令またはその他により生じるものであるか否かを問わず、間接的、無形、偶発的、懲罰的または結果的損害、損失、費用または訴訟原因に対して一切の責任を負わないものとします。これには、ソフトウェア製品の使用、使用できなかったこと、または誤用により、もしくはそれに関連して生じた事業の損失、利益の損失、事業の中断、データの損失またはその他の金銭的もしくは非金銭的な損失もしくは被害に対する損害賠償が含まれますが、これに限定されません。シュナイダー・エレクトリックがこのような損害の可能性について知らされていた場合も例外ではありません。

本使用許諾書に基づくシュナイダー・エレクトリックの債務総額は、損害の原因となったソフトウェア製品を取得するためにお客様が支払った合計金額を超えることはなく、およびまたはいかなる場合であれ、同製品を使用するライセンスの付与のための金額を超えることはありません。

お客様は、契約、保証、(過失を含む) 不法行為、厳格責任、法令またはその他のいずれに基づくかを問わず、お客様がソフトウェア製品を使用したこと、使用できなかつたもしくは誤用したことから、またはこれに関連して生じる、サードパーティによってシュナイダー・エレクトリックに対して提起される、いかなる法的請求、損害賠償、請求または訴訟手続き(弁護士費用を含む) からもシュナイダー・エレクトリックを免責し、保護するものとします。

本使用許諾書に基づき付与されるライセンスは、ソフトウェア製品がサードパーティ製品と共に提供される場合、承認の有無に関わらず、シュナイダー・エレクトリック以外の者が行った可能性のある変更、アップデート、翻訳または改作を対象としません。当該変更は、当該サードパーティが発行したライセンスの条件に従います。シュナイダー・エレクトリックは、いかなる場合においても、前述の変更、アップデート、翻訳または改作から生じた損害または関連して生じた損害に対して、契約、保証、(過失を含む) 不法行為、厳格責任、法令またはその他に関わらず、一切の責任を負わないものとします。

本使用許諾書のその他の条件にかかわらず、本使用許諾書から生じるシュナイダー・エレクトリックの法的責任は、お客様もしくはその他の者(シュナイダー・エレクトリック、公認再販業者もしくはそれらの従業員、代理店または下請け業者以外)の作為または不作為により生じた損失または損害が寄与した度合いにより、比例的に減少します。

上記の法的責任の限定または除外は、お客様がソフトウェア製品をインストール、コピー、実行またはその他の方法で使用する国(該当する場合は連邦または州レベル)において適用される法律により許容される限りにおいてのみ適用されます。

本使用許諾書に含まれている保証および責任の限定および除外は、その国(該当する場合は連邦または州レベルのいずれにおいても)でそれぞれの場合に応じて適用される強制法または治安法または規制に基づいてお客様の便宜となる制定法上の権利に影響を及ぼしたり、またはこれを害することはありません。

## 11. サードパーティソフトウェア

ソフトウェア製品は、未変更のまたは変更された形で、サードパーティソフトウェアを組み込んで、または付属してお客様に提供されることがあります。

お客様は本使用許諾書を承諾することにより、サード・パーティソフトウェアの知的財産権を所有する一切のサードパーティからのソフトウェアライセンスの条件も承諾することになります。また、ソフトウェア製品の一部である当該サードパーティソフトウェアをお客様が使用する場合は必ず、当該サードパーティライセンスの条件に従うことになります。

さらに、ソフトウェア製品にはコードが含まれている場合があり、そのコードは、シュナイダー・エレクトリックが帰属を明示する必要のあるサードパーティのコードである場合もあります。このコードの一部は、別のライセンス条件に基づいてリリースされていることがあります。かかるコードは本使用許諾書に基づいてライセンス供与されておらず、かかるコードの単独のライセンスを構成し、お客様と別のライセンサーの関係に適用される別のライセンスの条件にのみ従うことになります。本使用許諾書は、お客様がかかる別のライセンスに基づいて持っておられるいかなる権利または義務をも変更するものではありません。シュナイダー・エレクトリックは、かかる別のライセンスに基づくコードに関して、いかなる保証も提供いたしません。

お客様の意図する目的でソフトウェア製品を合法的に使用できるようにするためにお客様がライセンスを保有する必要がある、いかなるサードパーティ保有の知的財産権についても、シュナイダー・エレクトリックはお客様にいかなるライセンスも付与することができず、また付与いたしません。上記目的には、お客様が意図する特定のプロセス、セットアップ、またはその他の状況、および他のソフトウェアまたはデバイスとの特定の組み合わせで、ソフトウェア製品を合法的に使用できるようにすることが含まれます。お客様は、かかる一切のライセンスをかかるサードパーティから自費で取得し、維持する必要があります。また、サードパーティが当該サードパーティの特許権またはその他の知的財産権の侵害について申し立てを起こした場合に、シュナイダー・エレクトリックの責任を問うことはできません。お客様が上述のサードパーティライセンスを取得および維持せず、そのことが原因で、何らかの形でサードパーティがシュナイダー・エレクトリックに対して申し立てを起こす結果になった場合、お客様はかかるサードパーティのいかなる申し立てからもシュナイダー・エレクトリックを免責するものとします。よって、本使用許諾書の第 9 条および第 10 条に定義されているシュナイダー・エレクトリックの保証および責任に関する特定の制限が適用されるものとします。

上記に加え、別のライセンスを必要とするソフトウェア製品の部分に関して、シュナイダー・エレクトリックの法的責任は、かかる別のライセンスの条件に従ってさらに制限されるものとします。また、シュナイダー・エレクトリックはいかなる場合も、かかる別のライセンスから明らかなものよりも広範囲または大きな法的責任を負うことがないものとします。

## 12. コンプライアンス

お客様は、本使用許諾書の条件が順守されていることをシュナイダー・エレクトリックが検証できるように、通常の営業時間中に、(適切な書面による通知後) すべての該当する記録を点検できるようにすることに同意します。さらに、シュナイダー・エレクトリックまたはシュナイダー・エレクトリックの正式な代表者の要請により、お客様は、シュナイダー・エレクトリックに対して、お客様およびお客様の従業員によるソフトウェア製品の使用が本使用許諾書の条件に従っていることを速やかに文書で証明し、保証することに同意します。

シュナイダー・エレクトリックは (適切な書面による通知後)、通常の営業時間中にお客様のソフトウェア 製品の使用を検査し、お客様が本使用許諾書を順守していることを確認することができます。かかる点検または検査の結果、お客様がライセンスを付与されていない状態で、または規則に違反してソフトウェア製品を使用していること、または契約により支払い期日がきている該当する料金 (必要な場合) の過少支払いが明らかになった場合、お客様は以下を実行するものとします。 (i) ソフトウェア製品を使用するに当たり十分な料金、または未払いの金額をただちにシュナイダー・エレクトリックに支払う。および (ii) かかる点検または検査の費用をシュナイダー・エレクトリックに支払う。

## 13. 輸出管理

製品、ソフトウェア、技術または情報の輸出は、適用される輸出管理の法律または規制、特に米国輸出管理法およびその下位の規制、ならびに二重用途・暗号製品および技術に適用される、欧州連合規制 428/2009 の対象となります。お客様は、お客様のまたはお客様の代表者により提案されているソフトウェア製品の輸出に関して、法律または規制の存在および適用を判断するに当たり、関連する申告または必要な承認を得る唯一の責任者です。お客様は、輸出に関して適用される法律または規制上の義務または制約に違反して、いずれの国からもソフトウェア製品を輸出しないことに同意します。お客様またはお客様の代表者がソフトウェア製品の輸出に関して、前述の法律または規制上の義務または制約に違反した場合、お客様はシュナイダー・エレクトリックおよび公認再販業者を法的請求から免責および保護し、お客様またはお客様の代表者の違反の結果、サードパーティ (政府および/または国際機関および/または組織を含むが、これに限定されない) がシュナイダー・エ

レクトリックおよび/またはその公認再販業者に対して起こす一切の損害賠償に関しても、  
シュナイダー・エレクトリックおよび公認再販業者を補償するものとします。

## 14. 譲渡

本使用許諾書におけるお客様の権利または義務は、シュナイダー・エレクトリックによる事前の明示的な書面による承諾がない限り、お客様またはお客様の代表者により売却、サプライセンス、貸与、譲渡、委託、移転またはその他の方法で譲渡することができません。ライセンサーは、シュナイダー・エレクトリック・グループ内の任意の会社またはシュナイダー・エレクトリック・グループの経営権を獲得するまたは合併する可能性のある会社に本ライセンスを譲渡することができます。

## 15. 有効期間および解除

**15.1** 本使用許諾書に基づいてお客様に付与されるライセンス権は、お客様がその条件を承諾した日をもって発効し、以下の (i) ~ (iii) の事由が発生することでかかるライセンス権の有効期限が満了するか解除されない限り、有効であり続けるものとします。  
(i) かかるライセンス権が第 2 条に従って限定された期間、お客様に付与されたもので、かかる限定期間が満了する。または、(ii) かかるライセンス権が第 2 条に従って、試用期間にわたる使用を条件にお客様に付与されたもので、お客様がかかる試用期間の満了時に使用を継続するために第 2 条に従ってライセンス権のアクティブ化を行わない。または、(iii) お客様またはシュナイダー・エレクトリックが、本使用許諾書に基づく自らの義務を順守しなかつたため、本使用許諾書がシュナイダー・エレクトリックまたはお客様のいずれかによって解除され、解除が直ちに発効する場合。

**15.2** 本使用許諾書に従ってお客様に付与されたライセンス権が有効期限満了を迎えるかまたは解除された時点で、お客様はただちにソフトウェア製品の使用を打ち切ることを約束します。また、お客様は (i) ソフトウェア製品が物理的なコピーとしてお客様に提供されていた場合は、ソフトウェア製品および関連するコピーとデータを返却する必要があります。それには、お客様のコンピュータのハードディスクまたはサーバーに保存されていたものが含まれますが、それに限定されません。付属の印刷物すべてと、お客様がソフトウェア製品を取り出して入手した容器も含まれます。および、(ii) ソフトウェア製品がダウンロード版として提供された場合は、ソフトウェア製品が入っているお客様のコンピュータ、ハードディスク、サーバー、またはその他のデバイスから、すべての関連ファイルお

およびその他一切の電子資料を含め、ソフトウェア製品を削除または抹消する必要があります。

**15.3** 本使用許諾書に従ってお客様に付与されたライセンスが解除されても、かかる解除の前に本使用許諾書に基づき、法律またはその他に従い発生した、シュナイダー・エレクトリックの利益となるいかなる権利または救済手段に対しても、影響は及ぼしません。

## 16. 雜則

**16.1** スケジュールを含めて、本使用許諾書は、お客様が本ソフトウェアを使用する権利に関して、お客様と シュナイダー・エレクトリックとの完全なる合意を構成し、同じ対象に関する、口頭、電子または書面のいずれによるかに関わらず、以前の契約または合意の一切に取って代わるものです。

マニュアルは、本使用許諾書に基づいて付与されるライセンスの不可欠な部分を構成します。本使用許諾書の条件およびマニュアルの規定との間に矛盾が存在する場合は、本使用許諾書の条件が優先されます。

違いが存在する場合、ソフトウェア製品パッケージに付属する本使用許諾書の印刷版に記されている条件が、コンピュータ画面に表示されるものよりも優先されます。

**16.2** 本使用許諾書へのいかなる変更も、書面で行われ、シュナイダー・エレクトリックおよびお客様からそれぞれの権限を付与された役員が署名した場合にのみ有効となり、適用されます。

**16.3** 本使用許諾書のいずれかの条項が管轄裁判所により無効、違法または執行不可能とされた場合、お客様とシュナイダー・エレクトリックは当該条項を修正するためにあらゆる妥当な措置を講じ、当該条項を有効かつ実行可能とします。その際、元の意図を念頭に置き、修正された条項は、お客様およびシュナイダー・エレクトリックが完全に実行できるようにします。他のすべての条項は、引き続き有効であり、ここで宣言されている無効性、違法性、または執行不能性により影響を受けません。

**16.4** お客様またはシュナイダー・エレクトリックにより本使用許諾書に基づいて規定される権限、権利または特権の不履行または行使の遅延は、権利放棄とはならず、当該権

限、権利または特権の単独のまたは部分的履行は、他の権限、権力または特権の実行またはさらなる実行を不可能にしません。

**16.5** 本使用許諾書における見出しあは、参照を容易にするものであり、その解釈に影響を及ぼしません。

**16.6** 単語が単数で示されている場合でも複数を意味することがあり、その逆も同様です。

**16.7** 本使用許諾書第 7、8、9、10、11、12、および 13 条は、本使用許諾書の解除または本使用許諾書に基づいて第 15.1 条に従ってお客様に付与されたライセンス権の有効期限満了後も存続します。さらに、条項のうち、性質上、本使用許諾書および本使用許諾書に基づいてお客様に付与されるライセンス権の解除または有効期限満了後も存続することが意図されているものは、かかる解除または有効期限満了後も存続します。

## 17. 適用される法律および争議

本使用許諾書は、ライセンサーが登録事務所または主要な営業所を置く国の法律にのみ準拠しますが（該当する場合は連邦および州レベルの両者において）、当該国の国際私法原則はその限りではありません。

本使用許諾書および/またはソフトウェア製品から生じた、または関連して生じたお客様とシュナイダー・エレクトリックとの間の紛争が、契約、保証、（過失を含む）不法行為、厳格責任、法令またはその他に基づくものであるかどうかに関わらず、穩便に和解できない場合、すべての訴訟は、上記で定義されている、本使用許諾書が準拠する法律に従ってライセンサーが登録事務所または主要な営業所を置く都市に管轄権がある裁判所により最終的に解決されます。被告人が複数の場合、禁止命令に類似のまたは緊急訴訟の場合および保証に関する上訴などを含め、いかなる他の法域も除外されます。

お客様は、お客様が本使用許諾書の何らかの条項に違反し、かかる条項が明確に執行されない場合、シュナイダー・エレクトリックが回復不能な程の損傷を受けること（および法律に従った損害賠償が不十分な救済手段 でしかない場合があること）を認め、承諾します。したがって、お客様が本使用許諾書に違反したか、または違反のおそれがある場合、シュナイダー・エレクトリックは、他のすべての権利または救済手段に加え、以下の (a) ~ (c) の権原を有するものとします。(a) いかなる実質的損害をも示す必要はなく、または禁止

命令もしくはその他の拘束について通知する必要もなく、かかる違反を抑止する禁止命令。または (b) 本契約の適用条項の具体的な遂行を求める裁判所命令。または (c) ライセンサーが登録事務所または主要な営業所を置く国内において適用される法律で許容される限りにおいて、および/または、適用される場合に応じて連邦または州レベルのいずれかで、お客様がソフトウェア製品をインストール、コピー、実行、またはその他の方法で使用する状況で該当する限り、上記のあらゆる場合において、上記禁止命令および裁判所命令の両方。

\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*

#### エンドユーザー ライセンス契約のスケジュール

#### 特定のタイプのライセンス

取得したライセンスのタイプにより、他の特定の権利がお客様に付与されることがあります。

教育上のライセンス。 教育のためにのみソフトウェア製品を取得したい場合は、シュナイダー・エレクトリックの組織またはお客様の国の公認再販業者に連絡してください。ソフトウェア製品が学業あるいは教育のために使用されることが確認された場合、お客様は当該ソフトウェア製品を使用するために資格のある教育上のユーザーでなければなりません。お客様が資格のある教育上のユーザーでなければ、前述の学業あるいは教育のためのソフトウェアに関して、本使用許諾書に基づく権利を有しません。お客様が資格のある教育上のユーザーであるかどうかを判断するには、シュナイダー・エレクトリックの組織またはお客様の国の公認再販業者にお問い合わせください。前述の学業あるいは教育のためのソフトウェア製品を使用するライセンスを付与されると、かかるソフトウェア製品を販売または譲渡することができず、または同ソフトウェア製品を使用する権利を誰に対してもサブライセンスすることができません。ただし例外として、資格のある教育上のユーザーとしてシュナイダー・エレクトリックが適格とした者に対してはサブライセンスすることができます。

使用許諾書の本条で使用されている「者」という用語は、個人、法人、会社またはその他の合法的組織を含むように広く解釈されるものとしますが、それに限定されません。

フィールドテスト用ライセンス。フィールドテストのためにライセンスを取得した場合、お客様は、フィールドテストライセンスに基づきライセンスが付与されているソフトウェア製品が、プリリリースソフトウェアに過ぎないことを認め、同意します。そのため、当該ソフトウェアは完全に機能しないことがあります。お客様はソフトウェア製品の結果および性能に関するリスクをすべて引き受けます。お客様は、フィールドテストライセンスとしてお客様にソフトウェア製品のライセンスが付与されている場合、シュナイダー・エレクトリックにより商品化される前に前述のソフトウェア製品をテストし、エラー、バグまたは欠陥を特定する目的のためにのみ、職場のコンピュータにインストールして使用することができます。お客様はまた、ソフトウェア製品の使用に関して、シュナイダー・エレクトリックにフィードバックを提供するために、相応の努力をすることに同意します。これには、発見したエラー、バグまたは欠陥についてシュナイダー・エレクトリックに速やかに報告することも含まれます。そのため、本使用許諾書に記されている内容にかかわらず、フィールドテストライセンスに基づいてお客様にライセンスが付与されているソフトウェア製品を使用してお客様が作成したいとなるアプリケーションも、配布または譲渡することができません。シュナイダー・エレクトリックはフィールドテストライセンスに基づいてお客様にライセンスが付与されているソフトウェア製品をアップデートせず、これに関するサポートも提供しません。フィールドテストライセンスに基づいてお客様にライセンスが付与されているソフトウェア製品には、特定期間が過ぎると、ソフトウェア製品を非アクティブにし、使用できないようにする特定のコードが含まれていることがあります。前述のソフトウェア製品は無効になるまでの期間に警告を試みますが、警告の有無に関わらず、お客様は前述のソフトウェア製品が非アクティブまたは使用できなくなることを認め、同意します。非アクティブになった時点で、本使用許諾書は解除されたとみなされます。ソフトウェア製品が非アクティブになる前に、お客様はソフトウェア製品のフィールドテストライセンスを本使用許諾書に従う標準ライセンスに変換するためにシュナイダー・エレクトリックに連絡し、入手できる場合は前述のソフトウェアの最終リリースに変換しますが、これはシュナイダー・エレクトリックに適用されるライセンス料金（該当する場合）を支払い、該当するアクティブ化コードを取得して行います。

法人ライセンス。

会社または法人でない限り、法人ライセンスを取得できません。

シュナイダー・エレクトリックから法人ライセンスを取得した場合、ソフトウェア製品がお客様に提供される媒体は、法人ライセンスに基づく場合のみソフトウェア製品が操作で

きるよう に設定され、前述の媒体はお客様の会社、法人または会社のグループの名前を前述のソフトウェア製品の法人ライセンスのライセンシーとして明示的に示します。

ソフトウェア製品を含む媒体は、前述のソフトウェア製品をアクティブ化するために必要なライセンスファイルと別に提供され、前述のライセンスファイルは法人ライセンスに基づいて前述のソフトウェア製品のみをアクティブ化できるように設定されています。

法人ライセンスを取得する場合、および取得時に、お客様は次の制限に基づいて同時使用ライセンスを取得します。

- お客様はサイトから/にのみ公認ユーザーが使用するためにソフトウェア製品をインストールすることができます。
- 法人ライセンスに基づいてお客様にライセンスが付与されているソフトウェア製品は、公認ユーザーではない者が使用することは禁止されており、本使用許諾書に定義されているサイトとして適格ではない場所から/にインストールして使用することは禁止されています。

法人ライセンスを取得した場合、本使用許諾書の第 2 条 a) 項に対する明示的な逸脱として以下が同意されます。

- お客様は、ソフトウェア製品をコピーまたは複製する権利を取得しますが、これには、お客様に提供されたソフトウェア製品が入っていた媒体および関連するライセンスファイルを複製する権利が含まれています。および
- お客様は、お客様の企業グループ（本使用許諾書に基づいて定義されている通り）の一部である企業によるソフトウェア製品の使用を許可する権利を取得します。

いずれの場合も、上記においてその制約が設定されている、前述の法人ライセンスに基づいてお客様に付与されているライセンスの同時使用を実行する唯一かつ制約を受けた目的で行います。

本スケジュールは本使用許諾書の不可欠な部分をなし、本使用許諾書のすべての条件のうち、本スケジュールに基づいて明示的に逸脱していないものは、本スケジュールに規定の条件に加えて、前述に従いお客様に適用されるものとします。

ここでの使用および法人ライセンスでのみ、次の用語は次の意味を持ちます。

- 「会社のグループ」とは任意の会社または法人を意味し、

- a) その会社または法人において、お客様が発行された普通株資本の 50% 超に付与された議決権を直接または間接的に所有するかまたは支配し、または (ii) 取締役員会の取締役（または同等の役職）の任命の大半を直接または間接的に支配していること。または
- b) その会社は (i) お客様が発行した普通株資本の 50% 超に付与された投票権を直接または間接的に所有するかまたは支配し、または (ii) お客様の取締役員会の取締役（または同等の役職）の任命の大半を直接または間接的に支配していること。または
- c) 上記のサブケース b) に従い、お客様と同じ会社または法人に直接または間接的に所有または支配されていること。

- 「公認ユーザー」とは、ソフトウェア製品をサイトで使用するエンドユーザーのこと
- 「サイト」と言う用語は、シュナイダー・エレクトリックが当初ソフトウェア製品を供給した施設だけでなく、お客様の会社および会社のグループのすべての施設を指します。施設は同じ国または複数の国に存在していてもかまいません。